

スタートアップ企業支援補助金

よくあるご質問

令和7年4月28日更新

よくあるご質問について、以下のとおり整理いたしました。

No.	質問	回答	対象補助金		
【交付申請・補助金について】			創業	加速化	プライム
1	会社の定義はあるか。	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人となります。	★	★	★
2	創業者の定義はあるか。	創業者：令和7年4月1日から令和8年1月15日（補助対象期間の末日）までに開業又は会社を設立する代表者です。	★	★	★
3	第二創業の定義はあるか。	第二創業：既に会社で実施している事業とは別に、新たな製品の製造、新たなサービスの提供などにより、業種転換（※1）又は事業転換（※2）にあたる事業を実施することとなります。 （※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める <u>日本標準産業分類に基づく大分類の産業を変更すること</u> （※2）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める <u>日本標準産業分類に基づく大分類の産業を変更することなく、中分類、小分類又は細分類の産業を変更すること</u>	★		

4	県外に本社を有する事業者の支店等であっても申請可能か。	岐阜県内で本社の法人登記または個人事業主開業届を行う必要があります。	★	★	
5	設立を予定している株式会社の代表取締役が岐阜県外に居住しており、別の取締役が岐阜県に居住している場合は補助対象となるのか。なお、活動拠点は岐阜県内である。	本事業の代表者が県内に居住していること、あるいは令和8年1月15日までに県内に転居することが条件となります。	★	★	
6	社内で新規事業をする場合も申し込めるのか。	第二創業で今回の申請の対象事業の要件に該当する場合は、申請可能です。	★		
7	第二創業は、会社内の事業部でもよいのか、又は、新会社を設立する必要があるのか。	新会社設立は必須要件ではありません。第二創業の場合、Society 5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を実施する必要があります。	★		
8	Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での起業等とは、具体的にどのような事例を指すのか。	未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する起業等であれば、特段分野等の制限はありません。	★		
9	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になるのか。	対象となりません。	★	★	★
10	昨年度採択を受けた者が、継続して申請することは可能か。	同一内容での申請はできません。 ただし、ぎふプライムスタートアップ補助金についてはこの限りではありません。	★	★	★
11	地域の課題解決に資する事業とはどういったものか。	地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等、様々な地域課題の解決に資する事業です。	★		

1 2	他の補助金と併せて交付されることは可能か。	補助対象期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人、国立研究開発法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていない場合に限り、可とします。ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能な場合がありますので、別途ご確認ください。	★	★	★
1 3	国などの補助金との重複について、同一事業計画でなければ、同時期に国から補助金の交付を受けても問題ないか。	本補助事業について、同一事業計画の場合は対象となりませんが、事業計画が別の場合は対象となります。申請予定の国の補助金についての取扱いは、国へご確認ください。	★	★	★
1 4	他の助成金を受けてはならないとあったが、ビジネスプランコンテスト等の賞金と事業資金は含まれないという理解で良いか。	ビジネスプランコンテスト等の賞金と補助金は資金の性格上異なるので補助金には影響しません。	★	★	★
1 5	補助対象の要項には事業売上の文言がないが、「ある一定期間内に一定の事業売上を得なければならない」といったような基準があるのか。	一定の事業売り上げを得なくてはならないという基準はありませんが、売上・利益計画の妥当性・信頼性は、事業の継続性の観点から、審査の評価基準となっています。	★	★	★
1 6	費用を変更する場合、それぞれの経費区分によって変更金額の幅が異なるが、金額の幅はいくらか。	経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき（ただし、各配分額の 20 パーセント以内の流用増減を除く。）は、補助対象事業変更承認申請書により、事務局の承認が必要となりますので、ご相談ください。ただ何度も変更ができるものでもございませんので、申請時にある程度精査して記入してください。なお、全体の交付決定額を増額することはできません。	★	★	★

17	予め計上していない経費費目を変更申請で計上することはできるか。	原則、できません(経費費目の計上間違い等一部例外あり)。 申請時に精査していただき、生じる可能性のある経費費目については予め計上してください。	★	★	★
18	事業を進めていくうえで、届出時の事業スキームが変更されることも考えられる。その場合、変更の届出等の手続きは必要か。	事業内容の変更も変更届の提出が必要になります。	★	★	★
【対象経費について】			創業	加速化	プライム
19	店舗に設置する看板の製作費は対象になるのか。	外装・内装工事と看板製作費は対象ですが、50万円以上のものについてはその後の処理について留意が必要です。公募要領をご参照ください。	★	★	★
20	人件費が補助対象となっているが、いつ時点の人件費が対象となるのか。	交付決定日以降に支払を行った経費が対象となります。なお、12月分の給与で支払日が令和8年1月15日以降の場合等は補助対象外です。	★	★	★
21	人件費を補助対象経費に計上する際の注意点を教えてほしい。	人件費は、補助対象経費総額(税抜)の2分の1を上限とします。源泉所得税の徴収、労働保険の加入が必須です。 毎月出勤簿と業務日誌をご提出ください。	★	★	★
22	事業上必要な外部サービスについて、月額払いか年額払いかを選べる場合、年額払いは支給対象外となるのか。	事業内容を確認し、対象の可否は個別に判断させていただきます。なお、交付決定日から令和8年1月15日までの補助対象期間の経費を対象としているため、年額払いは対象となりません。また、場合によっては全て対象外となる可能性がありますので、可能な限り月額払いにしていた方が良いかと思われます。	★	★	★

2 3	内装工事費を申請する場合の記載については〇〇円一式で良いのか。	申請書の記入段階ではそのような記載で良いですが、支払い時はエビデンスとして明細の提出が必要になります。補助対象外の経費があればその分は支給から除外になるので事前に外していただくのが望ましいです。	★	★	★
2 4	申請時の経費はあくまで予定で良いか。見積などまだ取れていなくても予定で良いか。	申請時は予定で良いですが、実際の金額と異なる場合、交付決定後に決定額を増額することはできませんので、ある程度金額を精査した上で、ご申請ください。	★	★	★
2 5	スタートアップ等創業支援補助金については、開業届の提出日が令和7年4月1日より1日でも前だと対象にならないのか。	対象になりません。	★		
2 6	「委託費」と「外注費」の線引きをどのように定義しているか。(委託費は補助金の1/2が上限とあるが外注費はその記載が無かったので委託ではなく外注であれば申請の満額がそれでもいいのか。)	外注費は、補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費を想定しております。業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬を前提とした契約形態となります。一方、委託費は事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費です。公募要領で例示されている、市場調査やコンサルティング業務の依頼を想定しております。	★	★	★
2 7	交付決定前に契約した経費で、完了および支払いが交付決定後かつ交付対象期間内であった場合は、対象になるのか。	交付決定日以降、補助対象期間内の契約・発注により発生した経費、補助対象期間内に支払をした経費が対象となるため、対象になりません。ただし、人件費、店舗等借料については一部例外もございますので、公募要領をご確認ください。	★	★	★
2 8	コンソーシアムが主催するイベントに参加する際の旅費は対象になるのか。	「事務局からの依頼」により、「登壇いただく場合」に限り旅費を対象とさせていただきます。 尚、宿泊費については別途ご相談ください。	★	★	★

29	車両についてはリース・レンタルが対象と記載があるが、PCのリースは対象とならないのか。	汎用性が高く、使用目的が補助対象事業に限定できないものは対象外となります。PCについても、補助対象事業に限定して使用していることを客観的に証明することは難しいと考えています。	★	★	★
【申請書提出について】			創業	加速化	プライム
30	一度申請書を提出したあとに出し直しは可能か。	公募期間中であれば事前確認が可能ですが、公募終了後に申請書を修正することはできません。	★	★	★
31	提出書類に不備があった場合、事務局から連絡をもらえるのか。	できる限り連絡いたしますが、特に最終日に到着する郵送分については、公募期間内に開封できない場合があります。 その場合は連絡が遅れる可能性があります。	★	★	★
32	申請書の書き方についてひな型はあるか。	ありません。 ただし、申請書のブラッシュアップについては伴走支援いたします。 窓口支援担当 TEL (058) 277-1080 まで	★	★	★
33	住民税、県民税を直近で納付したばかりで、証明書が間に合わない場合どうしたらよいか。	納税義務を果たしていることの誓約書（任意様式）をご提出いただき、証明書が発行された段階で遅滞なく、ご提出をお願い致します。なお、証明書の提出がなされなかった場合、採択を取消す場合がございますので、ご注意ください。	★	★	★
34	納税義務がない場合はどのようにしたらよいか。	非課税証明書等の納税義務がないことが確認できる証明書が発行可能かご確認ください。	★	★	★
【審査会について】			創業	加速化	プライム
35	審査会はいつか。	書面審査を通過された方を対象に令和7年6月中旬の実施を予定しております。	★	★	★
36	審査会場はどこか。	OKB ふれあい会館内（岐阜市薮田南5-1 4-53）にて開催します。	★	★	★

3 7	審査会はプレゼン形式か。	審査委員の前で5分程度の事業内容に関するプレゼンと質疑応答 関を行っていただきます。 プレゼン資料の作成は必須ではありませんが、書面審査の通過通 知から審査会までの期間が短いため、予めご了承ください。	★	★	★
3 8	交付される事業者は何件か。	プライムスタートアップ支援補助金：7件 創業等支援補助金：10件 事業加速化補助金：5件 を想定しておりますが、審査結果により変動いたします。	★	★	★
3 9	倍率は教えてもらえるか。	過去実績では3～4倍となります。（プライムを除く）	★	★	
【採択後について】			創業	加速化	プライム
4 0	交付申請とはなにか。	補助事業は交付決定日以降に発生した経費が対象となります。 採択通知を受け取られた後、速やかに交付申請を行ってください。 い。	★	★	★
4 1	採択を受けた場合、スタートアップ補助 金に採択されたことを公表してよいか。	問題ございません。 ただし、表記についてはご相談ください。	★	★	★
4 2	成果報告会とはなにか。	補助事業終了後から令和8年3月31日までに開催予定の、コン ソーシアム会員や県内企業等に補助事業の成果を発表することを 目的とした報告会のことです。詳細は改めてお伝えいたします。	★	★	★
【伴走支援について】			創業	加速化	プライム
4 3	どのような支援を受けられるのか。	事業計画、資金調達、商品開発、販路拡大、採用、社会保険等 について支援します。ただし書類の作成代行はできません。	★	★	★
4 4	コンシェルジュとはなにか。	スタートアップ事情に精通したスタートアップ専門の相談窓口で あり、事業計画のブラッシュアップや、事業会社とのマッチング 等の相談が可能です。	★	★	★

上記以外のご質問については下記の宛先までご連絡ください。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

産業振興部 創業支援課 担当：田中・小椋・鳥澤

TEL 058-277-1080

Mail startup@gpc-gifu.or.jp